

要件	内容
<p>■南種子町企業立地促進条例</p> <p><対象業種> 工場，試験研究施設，情報サービス業施設，農林水産物生産加工施設，流通業務施設，観光・スポーツ・レジャー産業関連施設，次世代エネルギー関連施設，教育・学習支援施設</p> <p><交付要件></p> <p>① 南種子町と立地協定</p> <p>② 新設：操業開始時に新規地元雇用者2名以上 増設：操業開始時に新規地元雇用者1名以上</p> <p>③ 用地取得後3年以内操業 ※用地取得は，賃借も含む</p> <p>④ 設備投資額 2,000万円以上</p> <p>⑤ 増設については，事業規模を拡大する目的で，当該工場等を新たに拡張し，若しくは既存の事業用地外に工場等を建設し，又は新たに機械等を設備。</p>	<p><企業立地助成金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地又は工場等の取得費用の10分の3（限度額：3,000万円） ・用地又は工場等の年間賃借料の10分の1（限度額：1,000万円（3年間）） ・情報サービス業は，事務所，機器等の年間賃借料の10分の5（限度額：500万円（3年間）） ・用排水路整備，出入口までの専用道路整備・改造等の2分の1（限度額：1,000万円） <p>※上記は重複して交付することはできない。</p> <p><雇用促進奨励金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規地元雇用者数×2万円/人（最大36ヶ月） （限度額：1,000万円（3年間）） <p>※障害者雇用に該当する場合は，一人当たり乗じる額が3万円</p>